

用地調査等業務共通仕様書の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
<p><b>（成果物）</b> 第 24 条 （略） 2 （略） 3 提出する成果物は、別表成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各 1 部とする。 4 （略）</p> <p><b>（個人情報の取扱い）</b> 第 30 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令のほか、<b>発注者が別途定める取扱い</b>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p><b>（概況ヒアリング等）</b> 第 155 条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 [注]前2節と併せて発注する場合は、「第 155 条 削除」とする。</p>	<p><b>（成果物）</b> 第 24 条 （略） 2 （略） 3 提出する成果物は、別表 1 成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各 1 部とする。 4 （略）</p> <p><b>（個人情報の取扱い）</b> 第 30 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令のほか、<b>別記 3 に定める個人情報取扱特記事項及び別記 4 に定める情報セキュリティに関する特記事項の規定</b>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p><b>（概況ヒアリング等）</b> 第 155 条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 [注]前2節と併せて発注する場合は、「第 154 条 削除」とする。</p>
<p>別記 2（第 10 条関係）</p> <p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務実施上の留意点等に係る特記事項</b></p>	<p>別記 2（第 10 条関係）</p> <p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務実施上の留意点等に係る特記事項</b></p>
<p><b>（機密情報流出防止対策の強化）</b> 第 14 受注者は、<b>用地調査等業務を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。</b></p>	<p><b>（行政情報流出防止対策の強化）</b> 第 14 受注者は、<b>次に掲げる行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</b></p> <p><b>（行政情報の目的外使用の禁止）</b> 受注者は、発注者の許可無く用地調査等業務の履行に関して取り扱う行政情報を用地調査等業務の目的外に使用してはならない。</p> <p><b>（社員等に対する指導）</b> <b>(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</b> <b>(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</b> <b>(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</b></p> <p><b>（契約終了時等における行政情報の返却）</b> 受注者は、<b>用地調査等業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。次同じ。）については、用地調査等業務の実施完了後又は用地調査等業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとし、用地調査等業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</b></p>

改正後	改正前
<p>2 <u>受注者は、機密情報のセキュリティ対策については、関係法令並びに別途入札条件等に定める「機密情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守するほか、発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u></p> <p>3 <u>受注者は、本業務の履行に関する全ての機密情報について、適切な情報セキュリティ対策をとり、作業計画書「その他」項目に流出防止対策を記載するものとする。</u></p> <p>4 <u>受注者は、機密情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（情報管理責任者）を選任及び配置し、作業計画書の「業務組織計画」項目に記載するものとする。</u></p>	<p><u>（電子情報の管理体制の確保）</u></p> <p>(1) <u>受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p>イ <u>用地調査等業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p>ロ <u>電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p>ハ <u>電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）</u></p> <p><u>受注者は、用地調査等業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。</u></p> <p>イ <u>情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p>ロ <u>セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p>ハ <u>セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p>ニ <u>セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p>ホ <u>情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u></p> <p><u>（事故発生時の措置）</u></p> <p>(1) <u>受注者は、用地調査等業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p>(2) <u>この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p><u>別記3（第30条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><b>個人情報取扱特記事項</b></p> <p><u>（基本的事項）</u></p> <p>第1 <u>受注者は、用地調査等業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。</u></p> <p><u>（秘密の保持）</u></p> <p>第2 <u>受注者は、用地調査等業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。用地調査等業務委託契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。</u></p> <p><u>（取得の制限）</u></p> <p>第3 <u>受注者は、用地調査等業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。</u></p> <p><u>（目的外利用・提供の禁止）</u></p> <p>第4 <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、用地調査等業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。</u></p> <p><u>（安全管理措置）</u></p> <p>第5 <u>受注者は、用地調査等業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（従事者への周知及び監督）</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>第6 受注者は、用地調査等業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p> <p><u>（個人情報の持ち出しの禁止）</u></p> <p><u>第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報記録された資料等を用地調査等業務委託契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。</u></p> <p><u>（複写・複製の禁止）</u></p> <p><u>第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、用地調査等業務を行うために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</u></p> <p><u>（再委託等に当たっての留意事項）</u></p> <p><u>第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て用地調査等業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、用地調査等業務委託契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。</u></p> <p><u>（再委託等に係る連帯責任）</u></p> <p><u>第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。</u></p> <p><u>（再委託等の相手方に対する管理及び監督）</u></p> <p><u>第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する用地調査等業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。</u></p> <p><u>（個人情報の返還又は廃棄）</u></p> <p><u>第12 受注者は、用地調査等業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。</u></p> <p><u>（取扱状況の報告及び調査）</u></p> <p><u>第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、用地調査等業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。</u></p> <p><u>（漏えい等の発生時における報告）</u></p> <p><u>第14 受注者は、用地調査等業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>（契約解除）</u></p> <p><u>第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、用地調査等業務委託契約を解除することができる。</u></p> <p><u>（損害賠償）</u></p> <p><u>第16 用地調査等業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。</u></p> <p><u>別記4（第30条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><b>情報セキュリティに関する特記事項</b></p> <p><u>（総則）</u></p> <p><u>第1 この特記事項は、用地調査等業務委託契約と一体をなすものとし、受注者は用地調査等業務を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(基本的事項)</u>  第2 受注者は、用地調査等業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p><u>(機密の保持等)</u>  第3 機密の保持等については、次のとおりとする。</p> <p>1 受注者は、用地調査等業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。用地調査等業務委託契約の終了後においても同様とする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合であっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、用地調査等業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。</p> <p><u>(従事者への教育)</u>  第4 受注者は、用地調査等業務の遂行に当たって、業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。</p> <p><u>(再委託等に当たっての留意事項)</u>  第5 受注者は、発注者の書面による承諾を得て用地調査等業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項を遵守させなければならない。</p> <p><u>(再委託等に係る連帯責任)</u>  第6 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。</p> <p><u>(資料等の返還等)</u>  第7 受注者が用地調査等業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。</p> <p><u>(再委託等の相手方からの回収)</u>  第8 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託等の相手方に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。</p> <p><u>(報告等)</u>  第9 報告等については、次のとおりとする。</p> <p>1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。</p> <p>2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直</p>

改正後	改正前
	<p><u>ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、用地調査等業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>(立ち入り検査)</u></p> <p><u>第10 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認）を行うことができる。</u></p> <p><u>(情報セキュリティインシデント発生時の公表)</u></p> <p><u>第11 発注者は、用地調査等業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。</u></p> <p><u>(情報セキュリティの確保)</u></p> <p><u>第12 発注者は、受注者の用地調査等業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。</u></p> <p><u>(契約解除)</u></p> <p><u>第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、用地調査等業務委託契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第14 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする</u></p> <p style="text-align: center;"><u>受託者向け情報セキュリティ遵守事項</u></p> <p><u>(総則)</u></p> <p><u>第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受託者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。</u></p> <p><u>(セキュリティ事案発生時の連絡)</u></p> <p><u>第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。</u></p> <p><u>1 発注者の窓口に連絡すること。</u></p> <p><u>2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に発注者に連絡すること。</u></p> <p><u>(ノートPCの持ち出しについて)</u></p> <p><u>第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。</u></p> <p><u>1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。</u></p> <p><u>2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。</u></p> <p><u>3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。</u></p> <p><u>4 秘密保持を保持したノートPCを保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。</u></p> <p><u>5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。</u></p> <p><u>6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。</u></p> <p><u>(書類含む情報の持ち出しについて)</u></p> <p><u>第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。</u></p> <p><u>1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。</u></p> <p><u>2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。</u></p> <p><u>3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。</u></p>

改正後

改正前

- 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。  
(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)
- 第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。
- 1 セキュリティロック(端末ロック等)を常時設定すること。
  - 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能(遠隔ロック等)を設定すること。
  - 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
  - 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
  - 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
  - 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。  
(電子メールの送信について)
- 第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。
- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
  - 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
  - 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。  
(オンラインサービスへの登録禁止)
- 第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

**【禁止例】**

- ・顧客住所を Google マップ(地図サービス)へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有)に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク(オンラインブックマーク)に登録

別記様式

電子データの保存等に関する届出書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_ (住所)

\_\_\_\_\_ (氏名又は法人名等)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日付け「\_\_\_\_\_業務委託契約」に係る業務について、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先を次のとおり届け出ます。

<p>1 <u>電子データの保存に使用する媒体等の名称</u>  <u>例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク</u></p>	
<p>2 <u>電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等</u>  <u>例 米国、システム管理に関するログ情報を保管</u></p>	<p><input type="checkbox"/> 日本国内のみ  <input type="checkbox"/> 日本国外(全部又は一部)  <u>(国名)</u>   <u>(日本国外に保存する電子データの概要)</u></p>

改正後	改正前	
	<p>3 クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無            ※ 利用契約先が複数ある場合には、すべて記載してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有            (利用契約先の情報)            ア サービス名称            イ 利用契約先の名称            ウ 電子データの物理的保存先に係る情報等</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>
	<p>4 再委託等の有無            ※ 本契約に係る業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有            (再委託先等の名称)            (再委託先等に委託する具体的な業務内容)</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>
<p>別記3（第141条、第146条、第148条関係）  <b>事業認定申請図書等作成業務実施要領</b></p> <p>別表 成果物一覧表（第24条関係）</p>	<p>※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。</p> <p><b>【注記事項】</b></p> <p>1 電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存方法について変更を求める場合があります。</p> <p>2 再委託等を行う場合には、あらかじめ受注者の書面による承諾を得る必要があります。</p> <p>3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。</p> <p>別記5（第141条、第146条、第148条関係）  <b>事業認定申請図書等作成業務実施要領</b></p> <p>別表1 成果物一覧表（第24条関係）</p>	